


クロスボウの所持は許可制になります

サイバーセキュリティ意識の向上を

サイバー空間では、犯罪の新しい手口が発生し悪質化しています。一人ひとりが次のこと気につけましょう。

【犯罪の例】

- ▶パソコンのデータが暗号化され、暗号化の解除を条件に金銭を要求する
- ▶銀行や宅配業者を装ったSMS(ショートメールサービス)などを送信してサイトへ誘導。サイトでは、個人情報やクレジットカード情報を入力させ、情報をだまし取る

【被害防止対策】

- ▶不審なメールのリンクやファイルは開かない
- ▶リンク先のサイトに個人情報を入力しない

ツイッター
県警のTwitterで被害防止情報を発信しています。



■クロスボウの所持禁止および許可制の導入
銃刀法が改正され、3月15日からクロスボウの所持が原則禁止となり、所持許可制になります。

クロスボウの所持は今後、スポーツ競技などの用途に限られますが、所持者は3年に一度の講習を受けることが義務付けられ、不法に所持した場合は罪に問われます(3年以下の懲役または50万円以下の罰金)。

警察署からの安心安全に関する情報を皆さんにお届けします。

■クロスボウの所持禁止および許可制の導入
規制開始前にクロスボウを所持している人は、規制開始から6ヶ月以内に次のいずれかの措置を講じてください。

- ①許可申請
- ②廃棄
- ③適法に所持できる人に譲渡

人は、最も寄りの警察署に直接持ち込むことで無償で処分することができます。

問 金ヶ崎交番
(☎ 44-5227)
永岡駐在所
(☎ 44-3310)

交番だより


子育て支援課
金ヶ崎町西根鍋水53

☎ 42-4611 FAX 44-4337
e-mail: kosodate@town.kanegasaki.iwate.jp



子育て広場

子育て支援課からのお知らせ

特定不妊治療費助成事業のお知らせ

町は、医療保険が適用されない特定不妊治療や特定不妊治療に係る男性不妊治療を受けた夫婦(事実婚含む)の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。

■助成限度額 (1回の治療につき)

①特定不妊治療

▼治療ステージのうち、C(以

前に凍結した胚を解凍して胚

移植を実施)およびF(採卵

したが卵が得られない、また

は状態のよい卵が得られない

ため中止)の場合: 上限5万

円

▼その他の治療ステージの場

②男性不妊治療: 上限5万円

合: 上限10万円

■申請方法

県助成金の交付

決定を受けた後、子育て支援

課窓口で速やかに申請してく

ださい。

■申請に必要な書類

申請書

(請求書、印かん、預金通帳

(振込先確認のため)、県助成

金の交付決定通知書の写し、

受診等証明書の写し、領収書

原本、事実婚関係に関する申

立書の写し(事実婚の場合)

※申請書は町ホームページか

ら取得できます。

■助成期間および回数
助成回数が異なります。
△40歳以上43歳未満: 43歳になるまで一子ごとに6回
△40歳未満: 43歳になるまで一子ごとに3回

△40歳以上43歳未満: 43歳になるまで一子ごとに6回
△40歳未満: 43歳になるまで一子ごとに3回

■助成額
夫婦一組につき、助成対象医療費から県助成金を除いた額と次の助成限度額を比較して助成を受ける際の治療開始時における妻の年齢によって助成回数が異なります。

△40歳以上43歳未満: 43歳になるまで一子ごとに6回
△40歳未満: 43歳になるまで一子ごとに3回

■申請に必要な書類

申請書

(請求書、印かん、預金通帳

(振込先確認のため)、県助成

金の交付決定通知書の写し、

受診等証明書の写し、領収書

原本、事実婚関係に関する申

立書の写し(事実婚の場合)

※申請書は町ホームページか

ら取得できます。

■申請に必要な書類

申請書

(請求書、印かん、預金通帳

(振込先確認のため)、県助成

金の交付決定通知書の写し、

受診等証明書の写し、領収書

原本、事実婚関係に関する申

立書の写し(事実婚の場合)

※申請書は町ホームページか

ら取得できます。

■申請に必要な書類

申請書

(請求書、印かん、預金通帳

(振込先確認のため)、県助成

金の交付決定通知書の写し、

受診等証明書の写し、領収書

原本、事実婚関係に関する申

立書の写し(事実婚の場合)

※申請書は町ホームページか

ら取得できます。

■申請に必要な書類

申請書

(請求書、印かん、預金通帳

(振込先確認のため)、県助成

金の交付決定通知書の写し、

受診等証明書の写し、領収書

原本、事実婚関係に関する申

立書の写し(事実婚の場合)

※申請書は町ホームページか

ら取得できます。

■申請に必要な書類

申請書

(請求書、印かん、預金通帳

(振込先確認のため)、県助成

金の交付決定通知書の写し、

受診等証明書の写し、領収書

原本、事実婚関係に関する申

立書の写し(事実婚の場合)

※申請書は町ホームページか

ら取得できます。

■申請に必要な書類

申請書

(請求書、印かん、預金通帳

(振込先確認のため)、県助成

金の交付決定通知書の写し、

受診等証明書の写し、領収書

原本、事実婚関係に関する申

立書の写し(事実婚の場合)

※申請書は町ホームページか

ら取得できます。

■申請に必要な書類

申請書

(請求書、印かん、預金通帳

(振込先確認のため)、県助成

金の交付決定通知書の写し、

受診等証明書の写し、領収書

原本、事実婚関係に関する申

立書の写し(事実婚の場合)

※申請書は町ホームページか

ら取得できます。

■申請に必要な書類

申請書

(請求書、印かん、預金通帳

(振込先確認のため)、県助成

金の交付決定通知書の写し、

受診等証明書の写し、領収書

原本、事実婚関係に関する申

立書の写し(事実婚の場合)

※申請書は町ホームページか

ら取得できます。

■申請に必要な書類

申請書

(請求書、印かん、預金通帳

(振込先確認のため)、県助成

金の交付決定通知書の写し、

受診等証明書の写し、領収書

原本、事実婚関係に関する申

立書の写し(事実婚の場合)

※申請書は町ホームページか

ら取得できます。

■申請に必要な書類

申請書

(請求書、印かん、預金通帳

(振込先確認のため)、県助成

金の交付決定通知書の写し、

受診等証明書の写し、領収書

原本、事実婚関係に関する申

立書の写し(事実婚の場合)

※申請書は町ホームページか

ら取得できます。

■申請に必要な書類

申請書

(請求書、印かん、預金通帳

(振込先確認のため)、県助成

金の交付決定通知書の写し、

受診等証明書の写し、領収書

原本、事実婚関係に関する申

立書の写し(事実婚の場合)

※申請書は町ホームページか

ら取得できます。

■申請に必要な書類

申請書

(請求書、印かん、預金通帳

(振込先確認のため)、県助成

金の交付決定通知書の写し、

受診等証明書の写し、領収書

原本、事実婚関係に関する申

</